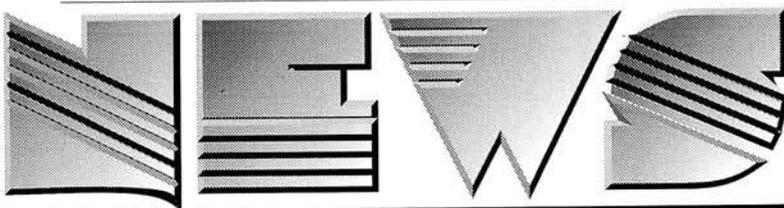


JAPAN Neko-Dasuke NETWORK



ねこだすけ
#ねこネットワーク



Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

Dobutsu-Net <http://www02.so-net.ne.jp/~tamaco/>



www.dobutu.net/yoshida/

シンポ東京会場、受付のお手伝い。



東京会場：9月20日 ホテルニューオータニ東京。日本の他、米、英、仏、独の行政官を招聘。世界各国行政の取り組みを考えるシンポジウムにお手伝いさせていただきました。

国際シンポ「各国のペット行政と課題」

おおきなシンポに、 小さなお手伝い。

日本と海外諸国とでは、古くからの生活文化の違いから、動物と人々との接し方にも違いがありました。動物を人の役に立たせる

ためには、動物虐待や動物の福祉を考えなければならなかった海外とくらべてみても、動物と関係する生活文化事情の違いを知ることが出来ます。

日本の場合には、ペットという位置付けの動物を、ペットを飼う人々のさまざまなライフスタイルに巻き込みながら、さらに愛しふれあおうとする動物文化が広がっているようです。

人の生活の役に立つために、何かの動力代わりに動物を用いた海外の歴史などはインパクトの大きいひとつの例です。それらの動物に対する虐待行為や動物福祉問題などを改善しなければならなかったという意味合いが海外では強かったようです。

日本では、人のライフスタイルの中で、愛し、ふれあおうとするペット動物文化がすすみながらも、愛護動物を衰弱させる虐待や、動物を殺したり傷つけたりする行い、また飼い主の手から放される動物の社会問題などが大きくクローズアップされています。

歴史的にみると、動物文化はぐくまれたお国柄の違いはありますが、日本、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス各国の愛護動物行政が一致して問題視していることは、動物のむやみな繁殖生産と、ペットも含めた「人のために働く、または役に立つ」動物の福祉に関して、法律的にどのような段階で行政が立ち入ることができるのか、または立ち入ることができているのかが、大きなポイントになっていると思われました。

一般的な世論の規制緩和風潮の中でも、愛護動物の社会的な問題に関して、動物の福祉を求める際にはまだまだ規制や責任を高める必要性があることなどを、あえて行政の立場からも社会全般に問題提起された基調講演に、深く考えさせられました。

罪人を出ることが目的ではありませんが、犯罪を発見したときの通報は大切です。

地域の社会と、 協働の 行事。

地域の行事新宿会場：協働

市川市・世田谷区・新宿区・狛江市などの行事に協働・共催・推薦などのさまざまなスタイルで、地域社会のボランティアが参加させていただきました。(2頁へ)



捨てねこ違反が
書類送検
されました。
(4頁へ)



この近所で目撃された捨てねこ違反事件の犯人情報を警察が求めています。下記までご連絡ください。

ネコ・犬の愛護と福祉を推進する会

飼い主のいない猫との共生モデルプラン 認定地域が追加されました。

地域ねこ計画が認められたエリアが広がっています。

東京都の野良猫対策モデルプラン地域に平成14年8月、たちかわ発地球クラブ・イーグルと牛込地域ねこの会が新規認定と継続認定を受けました。財団法人日本動物愛護協会より、新規認定町会に「地域猫活動のモデル的取り組み」に対する感謝状をいただきました。(同9月)



2002八幡街回遊展 主催：八幡まちづくりの会／支援：市川市街づくり部街づくり推進課／場所：八幡小学校グラウンド／10月5～6日／まちづくりの会6テーマから「思いやりのあるこどもになる」を選んで、猫による住民どうしのトラブルを解消する「地域ねこ計画」のパネル展示と説明会に、ねこだすけ市川が参加。(写真はありません。)



世田谷／青年の祭典

狛江／健康福祉まつり



第26回青年の祭典 産業フェア／10月19～20日／世田谷区役所中庭・同区民会館／主催：同フェア実行委員会（区産業振興・生活文科各部内担当課）／傑出した世田谷の青年事例発表・飼い主のいない猫との共生モデルプラン（地域ねこ計画）パネル展示と説明会に、チームSLPが推薦をうけて参加。

あいとぴあ健康福祉まつり 狛江市健康づくり市民のつどい／10月24日／場所：あいとぴあセンター／主催：狛江市健康づくり推進協議会・狛江市／共催：狛江地域ねこの会を含む26組織／「飼い主のいない猫との共生パネル展&相談会」

ふれあいフェスタ'02 10月20日／都立戸山公園・新宿スポーツセンターロビー／主催：新宿区・大新宿区まつり実行委員会／後援：東京都／新宿区PRコーナー「区民・NPOとの協働・地域猫との共生に向けて」／パネル展示と説明コーナー

地域の社会と、協働の行事。



新宿／ふれあいフェスタ

※東京中央区のほか、大学祭などでも地域ねこパネルが展示されました。11月15～17まで、第二回にゃんにゃんセミナーとパネル展が新宿区民センターで開催されます。

PR

NHK学園生涯学習通信講座「猫と楽しく暮す」は、猫好きの方どなたでも受講できます。大切な家族のことだから、もっと知っておきたい！猫と楽しく暮すためのアイデアが満載！猫と幸せに暮すための知識とノウハウを学ぶことのできる講座です。

受講申込は、ハガキに住所・電話番号・お名前・フリガナ・性別・講座コース名・コース番号をご記入の上、ご郵送ください。また、お電話・FAXでも受付いたします。
〒186-8001東京都国立市富士見台2-36 NHK学園受講者係
TEL.042-572-3151
FAX.042-574-1006

猫と楽しく暮す
コース番号 6W101
受講期間6ヶ月(延長期間6ヶ月)
受講料 22,500円(税込)
添削指導 3回
教材他含まます。

くにたち地域ねこセミナー開催

東京国立
猫のじむしよ

10月27日(日)午後3時～5時。国立市駅前のギャラリー・ロードで地域猫セミナーを開催しました。地域のまちづくり情報紙「どんなくにたち」のご好意で「猫のじむしよ」にイベントがもちかけられ、急速に「地域猫セミナー」を開こうということになりました。

超多忙の都庁の丸山さん、国立市環境課の山下さん、

ねこだすけ代表も出席しました。今年8月に共生モデルプラン認定地域になった、立川のボランティアグループ「イーグル」代表にもかけて頂き、狭い会場を埋めた30名の参加者にとっては有意義なひとときとなりました。

「猫のじむしよ」の活動も丸4年を迎え、都の地域猫モデルプランの認定地域をめざしているところでしたので、このセミナーで会員や国立の各地域で猫活動をしている人々にとってはかなり拍手がかかったのではないかと期待しています。

市民から猫の苦情や相談などが来ると、小さなわたしたちのグループに連絡がきて、自分たちは波風が立たないように手を出さないでいる困った「中立の立場」をとっている市役所へ、これからはもっとプッシュしていかないと、何ひとつ前進しないということを含員一同再確認して散会しました。都庁からのサポートも心強い限りです。



さまざまな集いのご紹介は... <http://www.nekodasuke.net/tudoi.html>

捨てない違反・書類送検

事件が進行中のため、一部実名情報などの公開を控えましたが、平成14年7月14日、午前7時ごろ。首都圏内の都市の神社境内で、みかんのダンボール箱を1箇所くりぬき、新聞紙をしきつめてた状態で、母猫1匹、子猫3匹（生後4日ぐらい）の、猫4匹が入れられていたのを市民（※地域ねこ計画ボランティアと協働する、地域のヘルパーの方々）が発見。近所の地域ねこ計画ボランティア市民（※地域行政の後押しを求めるとともに、行政とも情報交換をしながら地域で活動を推進している地元住民）が午後6時30分に合流。従来より地域ねこ計画のチラシ配布や掲示などが行われていた区域のため、近隣住民も地域ねこ活動のことをご存知だった。

現場は発見当時の状態で保たれていたため、すぐに110番通報。10分後最寄交番の警官1名が到着。市民から警官に動物愛護管理法罰則規定などを説明。市警生活安全課と連絡を取ってもらう。午後7時ごろ生活安全課部長他1名が現場に到着し、再度市民より捜査が依頼される。

市警が市民から事件詳細の聴取と写真撮影。証拠物件の猫は遺棄の現場で、そのままの状態ではかの近隣市民の方々

がめんどろをみてくださることに決定。

翌日から最寄交番警察官による聞き込み調査と警らの強化を開始。19日、台風6号直撃の為、地元のボランティアが、生活安全課に許可を取った上で猫4匹を（みかん箱ごと）保護。

22日、現場に遺棄事件情報収集依頼のポスターを市民が貼る。

捜査の結果被疑者判明、8月13日、被疑者が犯行を自白。遺棄猫のうち、子猫3匹は新しい飼い主に引き取られた。9月10日管轄の検察庁へ書類送検。

9月13日母猫の不妊手術完了。10月24日現在、地元ボランティアが母猫を保管中。管轄検察庁によると判決は11月初旬予定とのこと。（※結果情報収集中です。）

ねこに出産させてしまい、困った挙げ句に「私にはめんどろをみる事ができないのでここにおいて行きます。」などという手紙とともに置き去りにしても犯罪者です。一生生涯飼ひ続けることができないときは「繁殖制限」を！手にしたねこは「終生飼養」を！遺棄違反を発見したら通報を！

新宿区内の2地域が「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」のモデル地区に、東京都から認定されています。

このプランは、猫を排除するのではなく、1猫にも命があるという考えに立ち、2地域にお住まいの皆さん合意の下に、3地域で猫を適正に管理しながら共に暮していくことを基本に、地域住民の方がボランティアの協力を得ながら活動していくものです。

個人で猫の世話をしていく皆さんがグループをつくって取り組みを始めたところ、町会で正式に活動が認められた地域もあります。

「地域ねこ」と言い換え、プロジェクトを使って解説されます。

にゃんにゃんセミナー
広がる「飼い主のいない猫」と一緒に暮らす試み
飼い主のいない猫との共生モデルプラン

東京新宿区のモデル認定第1号地域や、追加及び継続認定地域などの体験に基づき、ボランティアスタッフが勉強会やセミナー用にまとめた資料です。展示会用パネルのほか、第2回にゃんにゃんセミナーでは、新宿区保健所との機材ほかの協働で、プロジェクター用に作成することができました。©2002 NPO NEKO-DASUKE

スライドショー/ファイル1

現代用語の辞典などにも載っている「地域ねこ」ってなんなのでしょう？
「お庭に通ってくるので、毎日えさを与えていたら『地域ねこ』が、子猫をまた生んじやった。」などというときの「地域ねこ」の使い方は、厳密には違うのではないかと考えられています。

ねこから生まれた子猫のすべてを、その生涯に渡り、適切に保護や管理ができない恐れが高く、野良猫が増えることにより、人と人とのトラブルに発展してしまう恐れが多いからです。

多くの人の努力で、地域ねこ計画が行われている環境には、人と共に上手にすてきに生きるねこがいます。このねこたちのことを地域ねここととしています。

また、人と共に上手にねこが生活している地域のことをさして「地域ねこ」ということがあります。

地域ねことは、生まれながら外で暮すことになってしまったねこのそばで暮す、多くの人の努力により、地域の人々とも上手に、すてきに共生していることで、「地域とねこがひとつになったもの」と考えられています。



地域ねこってな〜に？
「地域ねこ」とは「地域」と「ねこ」がひとつになったもの。

スライドショー/ファイル2

生まれながら外で暮すことになってしまった小さないのちを愛おしみ、人の住む環境を分かち合い、えさを与えながら見守る人も多いのに……
あえて、なぜ「地域ねこ」なのでしょう？

「地域ねこ計画は、人が暮すところにねこも生活しているので起こってしまう、人と人とのトラブルをなくすことが大きな目的です。」



なぜ地域ねこのの？
地域ねこ計画は、人が暮らすところにねこも生活しているため起こってしまう、人と人とのトラブルをなくすことが大きな目的です。

スライドショー/ファイル3

どうすれば地域ねこになれるの？

ねこが「地域ねこ」になるには、その環境で暮らす多くのボランティアさんたちの努力が大切です。人が生活しながらねこも一緒に生きている地域には、人とねこがすてきに共生するためのルールがあります。このルールはペット条例や動物愛護管理法などです。条例や法律は、ねこから人への侵害を防ぐことと、人がねこの命を守ることが基本の精神になって作られています。また、このルールは生まれながら外で暮らすことになった野良ねこに限らず、飼い主のいるすべてのねこにもあてはまります。ねこが地域ねこになるには、ねこが生きている環境で生活する人たちが、このルールを地域のねこたちにもあてはめてあげることが必要です。地域のねこたちにルールをあてはめるときには、ねこを飼うすべての飼い主さんが、ご自宅の中でもルールにそった飼い方をすることが、地域ねこ計画以上に大切です。

ねこが「地域ねこ」になるには、その環境で暮らす多くのボランティアさんたちの努力が大切です。

人が生活しながらねこも一緒に生きている地域には、人とねこがすてきに共生するためのルールがあります。

このルールはペット条例や動物愛護管理法などです。

条例や法律は、ねこから人への侵害を防ぐことと、人がねこの命を守ることが基本の精神になって作られています。

また、このルールは生まれながら外で暮らすことになった野良ねこに限らず、飼い主のいるすべてのねこにもあてはまります。

ねこが地域ねこになるには、ねこが生きている環境で生活する人たちが、このルールを地域のねこたちにもあてはめてあげることが必要です。

地域のねこたちにルールをあてはめるときには、ねこを飼うすべての飼い主さんが、ご自宅の中でもルールにそった飼い方をすることが、地域ねこ計画以上に大切です。

私たちが外に出る時や自動車を運転する時には「道路交通法」の厳しい規制に合います。道路交通法は義務教育でも普及や啓発がされています。しかしすぐ身近な動物に関する「動物の愛護及び管理に関する法律」の内容を覚えてもらえる機会はほとんどありません。

スライドショー/ファイル4

地域ねこになるためのルールって？

【飼育】 ねこは人と共生し、人と共に暮らすことが目的です。飼育する際は、ねこの健康と安全を第一とし、適切な飼育方法を守ることが大切です。

【飼育】 ねこは人と共生し、人と共に暮らすことが目的です。飼育する際は、ねこの健康と安全を第一とし、適切な飼育方法を守ることが大切です。

【飼育】 ねこは人と共生し、人と共に暮らすことが目的です。飼育する際は、ねこの健康と安全を第一とし、適切な飼育方法を守ることが大切です。

ねこや愛護動物のために人が行うことができるルールは、およそ5つの柱からできています。

ねこや愛護動物の命を守ること、ねこや愛護動物から人への侵害を防ぐ「動物愛護管理法」の精神にそったものです。

1. 【終生飼養】 ねこや愛護動物の飼い主は、家族や伴侶と同じ愛情をもって動物を、その一生に渡り飼育し続けること。

2. 【適正飼養】 飼い主はねこや愛護動物の生態・習性・生理・本能を理解し、感染症の知識をもって適正に飼育すること。

3. 【繁殖制限】 飼い主はねこや愛護動物が生まれても、全ての子ねこや動物を適正に飼育することができないときには不妊、去勢手術などの繁殖コントロールをすること。

4. 【譲渡】 飼い主は「自己の責任においてやむを得ず、ねこや愛護動物を譲るよりほかに方法が全く考えられないとき」には「適正に終生飼養のできる新しい飼い主」を探すことも可能です。

5. 【殺傷・衰弱虐待・遺棄】 ねこを傷つけ殺すことや、餌や水を与えず弱らせるなどの衰弱虐待のほか、ねこを捨てることなどは罰金や懲役刑もある犯罪です。

遺棄。つまり愛護動物を捨てる犯罪は、30万円以下の罰金です。例えば、野良猫の赤ちゃんを段ボール箱に入れ、公園などに置き去りにしても、遺棄違反で書類送検されることがあります。

殺傷。改正前の法律では「動物虐待」の罰則と一緒にされていましたが、飼い主がいるいないに係わらず、愛護動物を殺し傷つける「殺傷犯罪」は、1年以下の懲役か100万円以下の罰金です。

改正された法律では動物虐待の「虐待」という言葉の定義を「殺す傷つける・殺傷犯罪」と「弱らせるなどの・衰弱虐待犯罪」とに使い分け、罰則も異なっています。

主に飼い主の責任の中で、餌や水を与えないで弱らせるなどの「衰弱虐待犯罪」は、30万円以下の罰金です。

改正された法律では飼い主責任の他に、動物取扱業にも厳しいルールや罰則を決めています。この法律の内容を上手に使うことができるかどうかは今後の課題ともいわれています。

法律で繁殖制限や終生飼養を規則しているため、前もって譲渡だけを目的とする犬やねこの繁殖は、動物愛護管理法の精神から除かれるものとする考えもあります。また一方でこの考えを現実のペット商業社会と照らし合わせたときに、非常に大きな紛糾や混乱が生じることも広くよく知られています。このため海外の一部では、譲渡のため年間2回以上繁殖させる者のすべてを取扱業と規則するなどの「苦肉の折衷（せっちゅう）案」とも思われる方法もとられています。

一般社会の規制緩和風潮の中でも、こと動物愛護に関しては、規制をゆるめる前に、それ以前の問題として、規則などの普及や啓発と、法律などの適切な実行を求めることも提起されています。

また、ねこや愛護動物を捕獲する際の方法が殺傷犯罪に結びつく恐れや、そのほかの多くの理由から、古くから続いていた「住民からの苦情に基づく野良猫捕獲」の慣習を考え直す自治体が全国的に増えています。

スライドショー/ファイル5

●地域ねこを始めるには... ⑤

地域ねこは人と人とのすてきなふれあいから生まれる、いのちのやさしいまちづくりです。

ねこのそばにいる人と人とのすてきなふれあいから生まれる、いのちのやさしいまちづくりです。

(1) 経路と経緯
(2) 経路と経緯
(3) 地域行政の協働
(4) 経路と経緯
(5) 飼い主の役割

地域ねこ計画は、ねこのそばにいる人と人とのすてきなふれあいから生まれる、いのちにやさしいまちづくりです。

人がねこのためにしてあげられることがらは、大きく5つに分けられますが、その中でも、なくてはならない大切なポイントにもかかわらず、簡単そうで、たやすすくないのが「ご近所との対話」です。

ねこ好き、ねこ嫌い、無関心な方々も町内やご近所で共に暮しています。ねこにえさを与えたら、お片づけをしますが、ねこにまつわる「ご近所との対話」のきっかけ作りにはこのような「お掃除」をする姿も注目されるようです。

地域ねこを始める5つのポイントは、ねこ自身ではできないことばかりですので、ねこのそばにいるどなたかが少しがんばって手を差し伸べた地域では、人とねこたちが快適に一緒に暮らせるまちづくりが始まります。

5つのポイントは、

1. 円滑なご近所付き合いのための「対話」と「えさ皿などのお片付け」
2. 不幸なねこを増やさない「繁殖制限」
3. 保健所などへ地域ねこ活動経過の事実情報を手短かに上手に報告する「地域行政の後押し」
4. 地元警察とも情報交換を緊密に行う「遺棄・衰弱虐待・殺傷禁止」対策
5. ペットの飼い主さんへ正しい飼い方などをお伝えする「飼い主責務の普及啓発」などです。

積極的な行政の後押しを望む立場の都民には、モデルプランの認定という方法とチャンスがあります。この方法にチャレンジするか、しないかは、ねこのそばで一緒に暮している都民にゆだねられています。「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」の認定を受ける対象に加わることが都民には可能なのです。ねこのためにしてあげられる上記の5つのことがらが、上手に組み合わせられて行われている地域は、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」認定への道を歩き始めている、とも考えられます。

スライドショー/ファイル6

人と人がすてきにふれあうきっかけが見つかり、ご近所でお声を掛け合いながら、生まれても飼えないときの不妊・去勢や、餌をあげた後のお片付けルールなども決まり始めたら、町内会や管理組合などともお話し合いを進めます。

ご近所のお仲間さんとの協力づくりについてのエピソードですが、多くの事例を振り返ってみますと、「ねこ嫌い」を表明していた町内のどなたかが、「地域ねこ」のお仲間に加わった後にスムーズに計画がすすむケースが見られます。

東京都のモデルプランは、野良ねこのトラブルに、地域行政やボランティアなどの第三者が介入して解決を図ることを目的とするものではありません。人がねこと共に暮す地域の、すてきな人と人とのふれあいを後押しします。

ねこが殺されたり、傷つけられるのを見るのは誰でも嫌います。ねこと暮らせるまちづくりに賛同する人たちは決して少なくありません。思いやりのコミュニケーションを見つけるために、ご近所のみなさまへ手づくりチラシなどを読んでいただくと、もっと理解が広まり地域ねこのチームワークも大きくなります。地域ねこ計画のPRや普及啓発にはチラシのポスティングや回覧板への添付、町内の掲示板の活用、また地域コミュニティ紙への掲載なども効果的です。

人と人がすてきにふれあい地域ねこ計画がすすんだ際には、事実情報を保健所やお役所などにも頻りに簡単なレポートで、かいつまんだ概要が定期的に、地域のボランティアさんより報告されていきます。その際には地域に配付するチラシなども添えて提出されています。

警察でも、保健所やお役所に報告されている地域ねこエリアのパトロールは行いやすくなります。

・地域ねこを持めるには... ⑥

人と人、すてきにふれあうきっかけづくり
ご近所でお声を掛け合い(対話)
生まれても飼えないときの不妊・去勢(繁殖制限)

餌をあげた後のお片付けは? 多量や介護費用の負担は?
町内会や管理組合などのお話し合いは? 飼い主さんへの? 餌をあげた後のお片付けは? 外出時や留守時のお話し合いは?
不妊や去勢手術は? 飼い主さんとの協力づくりは?

「地域ねこ」を始めたからお役所へのご報告を遅れずに...

東京都のモデルプランは、野良ねこのトラブルに介入するものではありません。人がねこと共に暮らす地域の、すてきな人と人とのふれあいを後押しします。

スライドショー/ファイル7

新宿区では飼い主のいない猫と一緒に暮す試み、つまり「地域ねこ」を積極的に呼びかけています。

ここでもやはり、野良猫トラブルの解決に第三者が介入するという位置付けではありません。

全国各地に広がる「野良ねこのテリトリー」に出動できる「地域ねこ計画レスキュー隊」は、残念ですがありません。人の手を待つねこのそばのどなたかと、「人と人がすてきにふれあうお仲間づくり」にがんばったところから「地域ねこレスキュー」がスタートしています。

今できることを、できる範囲で、冷静に……

ねこのそばにいる人たちとのすてきなお仲間づくりは、地域ねこ計画をすすめるキーワードです。

飼い主のいない猫との共生モデルプラン ⑦

広がる「飼い主のいない猫」と一緒に暮らす試み
「皆さんの町でも取り組みをしませんか?」
※地域ねこ計画の推進は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、地域ねこ計画の推進に貢献しています。

モデル地域認定までの道のり

ねこと一緒に暮らすご近所と、すてきにふれあうボランティアさん。

一層の小さな行政区、町内会や管理組合などのお話し合い。

ご近所を管理する市区町村が認定した地域を、東京都へ連絡。

市区町村からの連絡にたいし、届け認定。

※多量費用の負担がなくなるなど、地域ねこ活動がやりやすくなります。
※認定の申請書類や申請費用はありません。ボランティアさんの努力次第です。

モデル地区認定までのいきさつは、いろいろな考えをめぐらすよりも、実際には以外とシンプルに行われています。ご近所の皆さまとも相互にご理解が深まり、町内会や管理組合などもお話し合いがすすんだときには、市区町村が仮認定した地域を、市区町村から都に連絡します。

しかし、公益生に配慮される行政プランですから、決定的に大きな反対や、協調性が格別に大きく乱れている際には、市区町村段階から先にすすむことができなくなることもあります。

都内の市区町村などでの事例では、市区町村の愛護動物担当官が、都のモデルプランの詳細の情報をご存知なかった例もあり、市区町村段階で足踏みすることもあります。足踏み状態にしぶれをきらしたボランティアさんが、直接都に申し立てしても、直ぐに期待した効果は得られません。

本来の手順で、市区町村が仮認定した地域を、都に連絡した後、都が認定作業をすすめます。

認定地域に決定すると、所定数の手術費用負担がなくなるなど、地域ねこ活動がやりやすくなります。この認定までの作業には、規定の申請書類や申請費用はありません。地域のボランティアさんの努力次第ということもいわれています。

東京都や新宿区がすすめている「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を「地域ねこ」と言い換えて、モデル地域認定までの概略をご案内させていただきました。野良ねこが野生動物ではなかったことなどを振り返った「ねこの歴史・スライドショーファイル1~8」もできました。©2002 NPO NEKO-DASUKE



イベント会場で休憩・ボランティアさん談話中!!

ねこだすけへのお誘い

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな共生・・・

パンフレットを郵送いたします。
ご住所をお知らせください。

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上ものねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくできます。

ボランティアさんやメンバーがそれぞれの立場で、ねこや動物に対して今できることをできる範囲で行い次の世代が引き継いでくれることを願っています。ご自宅やお勤め先、ご近所などでねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や・救済・通院などの他、ご相談などにもお応えしています。動物にやさしい風潮を大きくするためには、社会に影響力を持つあらゆる分野に働きかけをしながらかつ協力をお願いします。

ねこを早く思われない方々にもご協力をお願いします。地域ねこ計画を進めます。保健所や行政などと共に、ねこや動物のための対策をします。超党派の議員のご協力やご支援をいただいています。大勢のドクターから手術治療などにご協力をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物に心を動かされている方、毎日どこかでねここと接している方々などのボランティアさんで運営されています。垣根の無い地域ねこごころが、つチームワークの大きなネットワークをつくっています。

ねこだすけは、動物を愛おしむ様々な立場の大勢の皆さまに支えられています。いのちにやさしいまちづくりを目指して、ねこだすけの活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと...

ねこだすけニュースをお届けします。動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘要/資格
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個人
C パートナー 5	5,000円	個人
D パートナー 7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体
G ご寄付	1,000円以上	年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~F はいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的としており、次年度より変更できます。

※地域ねこ計画エリアが広がっています。
どうぞ対策費カンパのご寄付をお願いいたします。

スポンサー 法人、団体、篤志企業家の皆さまにご寄付、支援品、催事などへの協賛をお願いいたします。

電話03-3350-6440はFax併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きファックス番号をご案内しています。お手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・できれば自動受信のFax番号・お問い合わせ内容の概略をご記入の上ファクシミリ送信をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間がかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※メールでのご相談受付シフトは整っていません。)

入会お申込・お問い合わせは...

電話・Fax 03-3350-6440
郵送・宅配 〒160-0016 東京都新宿区信濃町10-301
宛先 NPO ねこだすけ
ホームページ <http://www.nekodasuke.net>
mail: nekonet@wa2.so-net.ne.jp

郵便振替 口座番号 00130 - 9 - 362975
加入者名 ねこだすけ

振替用紙通覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日： お名前： ご住所/郵便番号： お電話番号：
Fax番号： 会員種別： 年会費： 円
※寄付金： 円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(※宛名シールに印字されている期日)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですが事務整理の都合上Faxなどで別途のご連絡をお願いいたします。金融機関はみづほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

活動

地域ねこ計画の実行やねこの保護救済活動以外の主な活動内容

- 個人シェルターの運営支援
- 動物の法律の普及啓発や改正要請と実行や執行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する改善実行要請や請願
- 不適切な条例や慣行による違法措置などの改善要請
- 緊急災害時の動物救済支援
- 不適切に飼養される動物の救済や改善要請
- 動物愛護の普及啓発イベント
- 動物ネットワークの推進
- 地域ねこ計画学習会 など

ねこだすけの事務局や支部は地域ねこ計画活動や、猫の擁護・保護活動を進めやすくするネットワークです。※ジュニアパートナーを除き参加できます。

動物愛護管理法・普及啓発シール、販売中。(のりづけ加工はありません。)

大きさ 横約13cm・たて約11cm
フルカラー・ポスター用紙印刷のり付け加工はありません。
1枚は、はがき程度の大きさ。

6種セット1組(6枚入)
価格200円 + 郵送料

※恐れ入りますが、別途送料 郵送料をご負担ください。

郵便振替の他切手代用できます。郵便口座はこの真右中段ねこだすけ通覧に「シール代金」と明記。切手代用は同上住所ねこだすけ「シール代・切手」と明記。



両面テープなどを利用すると、張り付けて掲示できます。赤と青を基調にしたイラストフルカラーです。

インターネットホームページからカラープリントができます。
※下のURLから、pdf形式ファイルにリンク。
http://www.nekodasuke.net/fact_pfindex.html

●販売益金が発生したときはねこの保護活動に充てます。どうぞお買い求めに協力をお願いいたします。

不幸なねこを少なくするために、カレンダーチャリティ販売へのご協力をお願いいたします。

飼い主さんのいるねこ、ボランティアさんに見守られる地域ねこ計画エリアのねこ、保護されている飼い主のいないねこたち…、などなど優しい眼差しのねこたちや、人の手助けを待つねこたち、街で暮らすねこたちなどのすてきな寄稿写真です。

横12cm 縦26cm 本文157枚
ねこのモノクロ写真379点



平成15年・2003年

© NPO Neko-Dasuke

ね
こだ
す
け
カ
レ
ン
ダ
ー

地域ねこ計画と
動物の愛護及び管理に関する法律を解説

公募写真をモノクロで掲載しました。
地域ねこ計画と、
動物愛護管理法を解説しました。
切り取りずに、
めくってご利用いただけます。



価格1500円 (送料別・税込)

送料 (同一カ所に送付の場合の一括送料)
1部300円 2部一括400円 3部一括600円
4部一括800円 5部以上は送料無料

お申し込み方法

AかB whichever of the methods you wish to apply for.

A ご予約とお支払いが同時のお申し込みとなります。

■お支払いは郵便振替口座をご利用ください。
(郵便局備え付けの用紙を使用)

振替口座番号 00170-7-600714

加入者名 エーピーエル

下記枠内項目を明記してください。

品名：ねこだすけカレンダー

部数・送料・合計金額

お名前・お届け先住所と郵便番号・お電話番号

※宅配便使用のため郵便番号と電話番号を必ず記入してください。

■その他のお支払い方法

金融機関名：朝日信用金庫合羽橋支店

普通口座/番号：464368

口座名：エーピーエル

※お振込人名はご注文者のお名前をお願いいたします。

●信用金庫にお振込がお済みの際にはその旨と、上記枠内の項目をFAX. 03-3847-4404まで必ず送信してください。

●現金書留や定額小為替 (郵便局で購入できます。) で郵送の際には上記枠内の項目を記載した用紙を同封してください。宛先は〒111-0036東京都台東区松が谷2-18-12 カンプロダクツ 気付A.P.L.ねこだすけカレンダー係

Aのお申し込み方法

B 商品到着時に代金をお支払いください。

※数量限定のため欠品の恐れがありますので、なるべく(A)の方法をお願いいたします。

■下記をご記入の上、Fax.かEメール、郵送などでお申し込みください。

品名：ねこだすけカレンダー

部数・送料・合計金額・お名前

お届け先住所と郵便番号・お電話番号

※宅配便使用のため郵便番号と電話番号を必ず記入してください。

Fax.03-3350-6440

Eメール zac90835@pine.zero.ad.jp

郵送 〒160-0016東京都新宿区信濃町10-301

ねこだすけカレンダー係

※いづれも「カレンダー申込」と標記してください。

Bのお申し込み方法

■お支払い方法

カレンダー発送時に同封する郵便振替用紙にてお振込みください。

●Aの方法と支払い先が異なりますのでご注意ください。

※カレンダーの製造や販売、発送管理などはA.P.L.のご協力で行われます。販売利益は動物愛護活動に使われます。